◎ 加入条件 : 事業主に雇用されている労働者

: 1週間の所定労働時間が20時間以上

雇用保険(加入)添付書類

: 同一事業主に継続して31日以上雇用される見込み

: 上記要件であれば高年齢の方も雇用保険加入対象者です

注意①:一人親方の方は雇用保険に加入できません

但し、31日以上**短期雇用**する場合は雇用保険加入義務があります

注意②:外注の方で1カ所以上の元請け先がある方も失業することがない為、

雇用保険に加入する必要がないです(ハローワーク回答より) **注:短期雇用は別**

◎ 必要書類 ①-a 法人···登記簿謄本

(事業主) -b 個人事業主···事業主の世帯全員の住民票

3ヶ月以内の原本

- ② 工事請負契約書・注文書・請求書・納品書・領収書など (上記いずれか1点、相手先から届いたもの、事業所の住所・事業所名記載分) 事業の実態をチェックする為
- ③ 税務関係書類 『法人成立届・個人事業開業届・直近の税務申告書控等』 (上記いずれか1点、 事業所の住所・事業所名記載された用紙のみ)
- ④ 法人印(法人の方のみ) または認めの印鑑
- ⑤ 雇用保険料(年度末(3月)までの概算雇用保険料)
- *例:従業員2名 給与30万円 10月加入の場合(10月~翌3月まで6ヶ月分) 2(名)×300,000×6(ヶ月)×12/1000=43,200

雇用保険料 43,200円+年間手数料 9,000円 (雇用保険料率12/1000の場合)

- * 営業活動の所在地が登記上所在地、事業主住民票と異なる場合下記必要
 - I. 不動産賃貸契約書
 - Ⅱ. 公共料金請求書・領収書(必ず宛先、住所が記載されているもの) *燃料費などクレジットで支払われている請求書などでもOKです
- (従業員) ① 加入従業員の方のマイナンバー
 - ② 労働者名簿(氏名、住所、生年月日、雇入れ年月日) *以前に雇用保険加入されていた従業員の方は前職会社名必要
 - ③ 出勤簿(時間管理が出来る)またはタイムカード
 - ※2 ④ 賃金台帳又は給与明細コピー
 - ※3 ⑤ 雇用契約書(契約社員、アルバイト、パートの方含めて全員)
 - ※2 雇用保険加入手続き時に賃金発生している場合のみ
 - ※3 雇用契約は加入時に締結しておくと労災にも役立ちます

兵庫土建姫路支 部のホームページ に ②・③・⑤の書式 あります! 活用して下さい

(外国人労働者) 在留カード(コピーでも可・裏面も必要)・上記加入書類

(その他) 短期雇用の場合は、下記条件に当てはまるのと、**雇用契約書**が必要 加入条件: 賃金(日当)で雇用されている (出来高支払は×) 週20時間以上の勤務である・月31日以上の雇用見込みがある

例:雇用期間 平成29年7月1日~平成29年7月31日なら〇(31日以上の短期雇